

実施要領

仙台弁護士会と宮城県社会福祉士会は、高齢者・障害者の権利擁護を図るため、アクセス障害を解消し、当事者が抱える問題を総合的に解決することが可能となるように、連携して以下の事業を行うための協議会（通称サポネットみやぎ）を設置する。

1 地域担当弁護士・社会福祉士

- (1) 仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会は、高齢者・障害者の相談支援者への支援を目的として、弁護士、社会福祉士を各地域に配置し、相談支援者からの相談を受け付ける。
- (2) 地域割りは別紙のとおりとする。
- (3) 地域担当弁護士・社会福祉士は、原則として、各地域それぞれ2名とする
- (4) 地域担当弁護士の人選は仙台弁護士会が、地域担当社会福祉士の人選は宮城県社会福祉士会がそれぞれ行う。
- (5) 地域担当弁護士・社会福祉士の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- (6) 相談支援者からの相談を受け付けた場合、地域担当弁護士と地域担当社会福祉士は、共同して相談支援者に対する支援にあたる。
- (7) 地域担当弁護士・社会福祉士による支援は、①電話相談、②事務所への来所相談、③出張相談、④ケース会議等への出席、⑤個別事件の受任などによって適時適切に行うものとする。
- (8) 地域担当弁護士・社会福祉士による相談の対応、助言、ケース会議・事例検討会への出席等は、原則として地域担当弁護士・社会福祉士内で必要に応じて協議し、情報を共有し、互いの専門知識を活かしながら当該事案への対応を行うものとする。
- (9) 地域担当弁護士・社会福祉士は、担当事案に関する情報を、権利擁護担当弁護士・社会福祉士や他の地域の担当弁護士・社会福祉士と共有する。

2 権利擁護担当弁護士・社会福祉士

- (1) 仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会は、地域担当弁護士・社会福祉士のバックアップ等を目的として、権利擁護担当弁護士・社会福祉士を選任する。
- (2) 権利擁護担当弁護士・社会福祉士は、それぞれ10名程度とする。
- (3) 権利擁護担当弁護士の人選は仙台弁護士会が、権利擁護担当社会福祉士の人選は宮城県社会福祉士会がそれぞれ行う。
- (4) 権利擁護担当弁護士・社会福祉士は、チームを構成し、地域担当弁護士・社会福祉士の活動の支援、広報、研修会の開催等の活動を行う。

3 経費

上記の活動に関し、弁護士に支払う日当等は仙台弁護士会が、社会福祉士に支払う日当等は宮城県社会福祉士会がそれぞれ支払うものとする。

以上

- 1 仙台市青葉区
- 2 仙台市宮城野区
- 3 仙台市若林区
- 4 仙台市太白区
- 5 仙台市泉区
- 6 仙南地域（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）
- 7 仙台周辺南地域（名取市、岩沼市、亘理町、山元町）
- 8 仙台周辺北地域（大和町、大郷町、富谷町、大衡村）
- 9 仙塩地域（塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町）
- 10 大崎地域（大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）
- 11 栗原地域（栗原市）
- 12 登米地域（登米市）
- 13 石巻地域（石巻市、東松島市、女川町）
- 14 気仙沼地域（気仙沼市、南三陸町）